

## 魚沼地域医療連絡協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚沼地域医療連絡協議会(以下、「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(協議会)

第2条 協議会は、南魚沼地域振興局健康福祉環境部長が必要に応じて招集し、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 二次保健医療福祉圏域(以下、「圏域」という。)における地域保健医療計画の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 圏域での医療連携体制の構築及び推進に関すること。

第3条 連絡協議会に議長を置く。

2 連絡協議会の進行は議長が行う。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから南魚沼地域振興局健康福祉環境部長が毎年必要に応じて依頼する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 介護サービス事業者
- (3) 行政機関
- (4) 医療保険者
- (5) その他、南魚沼地域振興局健康福祉環境部長が必要と認める者

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、南魚沼地域振興局健康福祉環境部において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年12月22日から実施する。

この要綱は、平成28年6月22日から適用する。

この要綱は、平成30年10月15日から適用する。

この要綱は、令和6年8月27日から適用する。